

国民健康保険税の減免制度

新型コロナウイルスの影響により、一定程度収入が減少した世帯は、申請により保険税の減免を受けることができます。

対象世帯

- ・新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病負った世帯
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」）の減少が見込まれ、次の①から③までの全てに該当する世帯
 - ① 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。
 - ② 前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。
 - ③ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年所得の合計額が400万円以下であること。

対象となる保険税

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限が設定されているもの

必要書類

- ・国民健康保険税減免申請書
- ・収入減少の原因が新型コロナウイルス感染症の影響とわかるもの
(退職証明書、解雇通知証、雇用保険受給資格証、廃業届、休業届など)
- ・事業の内容がわかるもの(登記簿謄本など)
- ・昨年の収入が分かるもの(給与明細書、確定申告書の控えなど)
- ・令和2年1月から申請する月までの収入がわかるもの
(給与明細書、収入と必要経費が確認できる帳簿など)
- ・マイナンバー又は通知カード(番号付住民票)
- ・印鑑(シャチハタでないもの)

※詳細につきましては役場税務課へお問い合わせください。

田子町役場 税務課税務グループ

電話 0179-20-7112(直通)